

嘉手納基地所属 F15 戦闘機による部品落下事故に対する意見書

8月4日、嘉手納基地所属の米軍F15戦闘機が、飛行中に重さ約3.6キロの金属製部品を落下させた。落下場所は不明で、陸上に落ちた可能性もある。

事故は午前10時半に判明したのに、県に連絡があったのは10時間以上たった午後8時45分だというのは、事故の重大性に対する認識があまりにも欠如していると言わざるを得ない。

米軍関連の事故連絡体制については、嘉手納基地内で発生した6月の火災についても、連絡が遅れ県民を不安に陥れたが、まったく改善がなされていない。

事故は、一歩間違えれば住民を巻き込む大惨事につながるもので、町民・県民の生命、財産を危機にさらすものである。玉城知事も、すべての訓練を中止して事故原因を公表するべきだと求めている。

よって、本町議会は、人命を脅かす重大事故に対し、町民の命と財産を守る立場から厳しく抗議し、下記の事項を速やかに実現することを求める。

記

1. 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に公表すること。
2. 米軍機の住民居住地上空での飛行訓練を直ちに見直すこと。
3. 日米地位協定を抜本的に改定し、航空法の特例に関する法律を廃止し、米軍にも日本の航空法を適用すること。
4. 米軍関係の事件、事故については関係自治体や県に速やかに通報すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月17日



あて先
内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策大臣